

# 第133期 定時株主総会 招集ご通知

〔開催日時〕

平成30年3月28日(水曜日)

午前10時

〔開催場所〕

千葉県市川市市川南二丁目8番8号  
当会社 本店

京葉瓦斯株式会社

証券コード：9539



## 目次

第133期定時株主総会招集ご通知……………	1
添付書類	
○事業報告 ……………	3
○計算書類 ……………	17
○連結計算書類 ……………	24
○監査報告書 ……………	33
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件 ……………	36
第2号議案 株式併合の件 ……………	37
第3号議案 定款一部変更の件 ……………	38
第4号議案 補欠監査役1名選任の件…	40

(証券コード9539)  
平成30年3月8日

株 主 各 位

千葉県市川市市川南二丁目8番8号  
京 葉 瓦 斯 株 式 会 社  
代表取締役社長 羽 生 弘

## 第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号  
当会社 本店
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第133期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第133期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）  
計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 株式併合の件  
**第3号議案** 定款一部変更の件  
**第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会招集通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.keiyogas.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

---

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなか、政府や日本銀行の各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移したものの、アジア地域における地政学リスクが顕在化するなど、世界経済を巡る不確実性は依然として高く、先行きは不透明な状況となっております。

エネルギー業界におきましては、平成28年4月の電力小売り全面自由化に続く、平成29年4月のガス小売り全面自由化により、エネルギー事業者間の相互参入の動きが高まるなど、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

このような状況のなか、当社は平成28年からの3ヵ年を実施期間とする中期経営計画の目標達成に向け、諸施策に着実に取り組んでまいりました。

エネルギーシステム改革への対応につきましては、営業本部・供給本部における社内体制を変更したほか、様々な業務フローの見直しを図るなど、ガス事業制度の大きな変更に対し、的確な対応を実施してまいりました。

保安の高度化と供給基盤の強靱化につきましては、緊急保安研修センターの竣工により保安業務のレベルアップに向けた訓練を開始したほか、安定供給に資する導管ネットワークの整備、改善等を推進してまいりました。

また、多くのお客さまにお申し込みいただけるお得なガス料金プラン「バリューほっと」を新設したほか、これまでの電気の販売メニューに加え、新たに契約電流30アンペアを対象とした低圧電気の販売を開始するなど、サービス価値の向上に取り組んでまいりました。

以下、これらをはじめとする事業活動による当期の成果につきまして、ご報告いたします。

### [ガ ス]

当期末における取付ガスメーター数は、前期末に比べ13,089件、1.4%増加の926,048件となりました。

また、当期におけるガス販売量は、前期に比べ3.6%増加の713,024千 $\text{m}^3$ となりました。

ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用につきましても、気温・水温が前年に比べ低めに推移した影響などにより、前期に比べ4.7%増加の304,303千 $\text{m}^3$ となりました。

また、業務用のガス販売量につきましては、お客さま設備の稼働の増加などにより、前期に比べ2.8%増加の408,721千 $\text{m}^3$ となりました。

ガス事業売上高につきましては、ガス販売量の増加などにより、前期に比べ3.3%増加の677億39百万円となりました。

### [受注工事]

受注工事売上高は、前期に比べ4.6%増加の39億34百万円となりました。

### [そ の 他]

その他の事業の売上高は、電力小売りの売上高が増加したことなどにより、前期に比べ6.7%増加の89億11百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高につきましては、前期に比べ3.7%増加の805億86百万円となりました。

一方、費用につきましては、原料価格上昇の影響で原材料費が増加したことなどにより、営業費用は前期に比べ4.4%の増加となりました。

この結果、営業利益は前期に比べ6.3%減少の46億98百万円、経常利益は4.6%減少の52億2百万円、当期純利益は1.0%減少の36億93百万円となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当期中における設備投資等の総額は、75億32百万円となりました。

その主な内容は、供給基盤の強靱化に向けた導管設備投資などです。

## (3) 資金調達の状況

長期借入金として10億円を借入れました。

なお、当期中における増資及び社債発行による資金調達はありません。

#### (4) 対処すべき課題

電力・ガスの小売り全面自由化により、エネルギー業界は大競争時代を迎えており、異業種との間も含めた合従連衡の動きが見られるなど、これまで以上に厳しい競争環境になることが想定されます。今後、地域社会にとって必要不可欠で、より信頼される企業グループであり続けるためには、「お客さまへの安心・安全の提供」を高いレベルで実現するとともに、お届けするサービス・価値をさらに高めていくことが必要となります。

このような経営環境において、当社は中期経営計画で定めた3年後のありたい姿「エネルギー供給事業を基盤に、新たな事業領域へ果敢に挑戦」の実現に向け、諸課題を確実に実施してまいります。

一つ目の課題は、「小売り事業の拡大」です。当社の都市ガスの供給区域への新たな事業者の参入に備えつつ、ガスをお使いいただく家庭用や業務用、大口のお客さまへの対応を丁寧かつ確実に実施するとともに、電気の販売等オール京葉ガスが一体となり、積極的に展開してまいります。

二つ目の課題は、「導管事業の拡大」です。ガス導管事業者の使命である「ガスの安定供給と保安レベルの向上」のため、早期復旧を目的とした地震対策に加え、緊急保安研修センターを活用した保安業務のレベルアップを推進してまいります。また、当社が保有する技術・ノウハウ・人財を活用した他事業者との協働についても検討を進めてまいります。

三つ目の課題は、「経営基盤の強化」です。エネルギー事業者間の激しい競争に勝ち残っていくために、業務のスリム化や情報技術の活用・推進などにより、事業運営の効率化を図ってまいります。

四つ目の課題は、「人財育成の強化」です。多様化するお客さまのニーズに合わせた様々な提案を行うことができるように、従来とは異なる技術・ノウハウを持った人財の育成を推進してまいります。

当社は、これらの取り組みを通して企業価値の向上を図り、厳しい経営環境下においてもお客さまや社会から信頼され、選ばれ続ける企業を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第130期 平成26年	第131期 平成27年	第132期 平成28年	第133期 平成29年
売 上 高 ( 百 万 円 )	96,293	91,122	77,700	80,586
経 常 利 益 ( 百 万 円 )	3,622	5,842	5,455	5,202
当 期 純 利 益 ( 百 万 円 )	2,357	3,929	3,730	3,693
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 ( 円 )	43.27	72.13	68.48	67.80
総 資 産 ( 百 万 円 )	87,792	90,184	91,293	94,992
純 資 産 ( 百 万 円 )	51,568	55,756	59,263	62,802

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
京 葉 ガ ス 不 動 産 株 式 会 社	90 <small>百万円</small>	100.0 %	不動産の賃貸・仲介
京 葉 ガ ス カ ス タ マ ー サ ー ビ ス 株 式 会 社	30	100.0	ガスメーターの受託検針
京 和 ガ ス 株 式 会 社	80	50.6	都市ガスの供給及び販売

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

当連結会計年度における売上高は前期に比べ3.6%増加の838億97百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ7.1%増加の42億82百万円となりました。

(7) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

都市ガスの製造、供給及び販売

ガス工事の施工

ガス機器の販売

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

本社所在地 千葉県市川市市川南二丁目8番8号  
事務所所在地 千葉県市川市、船橋市、松戸市、柏市  
製造所所在地 千葉県千葉市中央区  
供給所所在地 千葉県松戸市、柏市、浦安市、白井市

(9) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
837名（前期末比増減 -55名）	43.0歳	20.1年

(注) 上記の従業員数は常勤の就業人員数であり、出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成29年12月31日現在）

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	36
株式会社千葉興業銀行	17
株式会社みずほ銀行	15
みずほ信託銀行株式会社	6



## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 54,471,765株（自己株式203,235株を除く。）  
 (3) 株主数 1,448名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 南 悠 商 社	16,500	30.29
株 式 会 社 ケ イ ハ イ	4,492	8.25
京 葉 住 設 株 式 会 社	3,000	5.51
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	2,700	4.96
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,304	4.23
京葉プラントエンジニアリング株式会社	1,993	3.66
か も め ガ ス 株 式 会 社	1,740	3.20
京 葉 都 市 開 発 株 式 会 社	1,226	2.25
京 葉 瓦 斯 従 業 員 持 株 会	1,091	2.00
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,053	1.93

(注) 持株比率は自己株式（203,235株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当する事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊 池 節	株式会社南悠商社代表取締役社長、パウダーテック株式会社代表取締役会長、公益財団法人菊池美術財団理事長
代表取締役社長	羽 生 弘	社務全般、企画部・内部統制室管掌
常 務 取 締 役	小井澤 和 明	供給本部長、技術研修センター管掌
常 務 取 締 役	丸 山 京 治	営業本部長
常 務 取 締 役	山 浦 信 介	広報部・総務部・人事部管掌
常 務 取 締 役	江 口 孝	情報システム部・経理部・資材部管掌
取 締 役	船 木 隆 志	企画部長
取 締 役	古 市 聖 一	営業本部長補佐、営業企画部長
取 締 役	安 田 明 洋	供給本部長補佐、供給企画部長兼導管建設部長
取 締 役 (社 外 取 締 役)	前 川 渡	前川法律事務所所長、株式会社アダストリア社外監査役
取 締 役 (社 外 取 締 役)	森 隆 男	公認会計士森隆男事務所所長、青南監査法人社員、株式会社アイセイ薬局社外取締役
常 勤 監 査 役	磯 村 章 吾	
常 勤 監 査 役	山 田 英 男	
監 査 役 (社 外 監 査 役)	加賀見 俊 夫	株式会社オリエンタルランド代表取締役会長（兼）CEO、株式会社ミリアルリゾートホテルズ代表取締役会長、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役
監 査 役 (社 外 監 査 役)	青 柳 俊 一	株式会社千葉興業銀行代表取締役頭取CEO

- (注) 1. 取締役船木隆志、古市聖一、安田明洋の各氏は、平成29年3月29日開催の第132期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したものであります。
2. 代表取締役社長羽生弘氏は、平成29年3月29日開催の取締役会決議により常務取締役から代表取締役社長に就任したものであります。
3. 常務取締役山浦信介氏は、平成29年3月29日開催の取締役会決議により取締役から常務取締役に就任したものであります。

4. 常勤監査役山田英男氏は、平成29年3月29日開催の第132期定時株主総会終結の時をもって任期満了により常務取締役を退任するとともに、同定時株主総会において新たに監査役に選任され就任し、また、同日に開催された監査役会において常勤監査役に選定され就任したものであります。
5. 監査役青柳俊一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役前川渡、取締役森隆男、監査役加賀見俊夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 取締役安田明洋氏は、平成30年1月1日付で担当が供給本部長補佐、供給企画部長兼導管建設部長から、供給本部長補佐、供給企画部長へと変更になりました。
8. 取締役森隆男氏は、平成30年1月31日、青南監査法人代表社員に就任いたしました。
9. 上記以外に当事業年度中に在任した取締役及び監査役は次のとおりであります。
 

代表取締役社長	瀧山 英清	平成29年3月29日退任	(任期満了)
取締役	小形 正浩	平成29年3月29日退任	(任期満了)
取締役	佐藤 孝次	平成29年3月29日退任	(任期満了)
取締役	福本 英敏	平成29年3月29日退任	(任期満了)
常勤監査役	近藤 英男	平成29年3月29日退任	(任期満了)

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 当事業年度に係る報酬等

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	16名 ( 2名)	203百万円 ( 6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 ( 2名)	30百万円 ( 4百万円)
合 計 (うち社外役員)	21名 ( 4名)	234百万円 (11百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
平成29年3月29日開催の第132期定時株主総会決議に基づき、弔慰金（役員退職慰労金）及び役員退職慰労金として274,950千円（取締役6名に対し264,750千円、監査役1名に対し10,200千円）を支払っております。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 前川 渡

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、前川法律事務所へ法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会12回中10回に出席し、必要に応じ、弁護士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

② 取締役 森 隆 男

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当する事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会12回中11回に出席し、必要に応じ、公認会計士及び税理士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

③ 監査役 加賀見 俊 夫

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社オリエンタルランド及び株式会社ミリアルリゾートホテルズへの都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回及び監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

## ④ 監査役 青 柳 俊 一

## ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社千葉興業銀行から資金の借入れ等を行っております。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回及び監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

監査法人 青柳会計事務所

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	24百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、取締役から算定根拠の説明を受けたほか、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしました。

## (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるガス事業会計規則による部門別収支計算書の証明業務を委託し、対価を支払っております。

## (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備にかかわる当社取締役会決議の内容は次の通りであります。

[取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- (1) 代表取締役は、法令、定款及び社会倫理に合致した企業倫理を遵守した事業活動が企業の存続・発展のために不可欠であることを自らが常に念頭に置いて業務を執行するとともに、全ての取締役・従業員に対してその重要性について継続的に周知徹底を図る。
- (2) 代表取締役及び取締役は、「企業行動基準」を遵守した職務の執行がコンプライアンス確立のための基盤となるとの認識に基づき、自らこれを率先垂範し、また、従業員がこれを継続的に実践するための体制として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確保のための重要な方針ならびに諸施策の実施に関する事項等の審議や報告を行い、施策を定期的実施する。
- (3) 法令等を遵守した職務の執行をサポートするための部署を設置するとともに、コンプライアンス上の問題について社内または外部の内部通報窓口に通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス違反を未然に防止する。
- (4) 社長直轄の内部監査部署が法令等の遵守状況、職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動の障害となる活動を行う反社会的勢力から違法または不当な要求があった場合は、毅然とした態度で一切これを排除する。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び社内規程に基づき、確実かつ適正に記録し、総務部長の責任の下、これらを保存及び管理する。
- (2) 前項の記録は、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとし、そのために適切な方法により保存及び管理を行う。



## [損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- (1) 当社の事業活動において生じる可能性のある様々なリスクに適切に対応するため、経営計画の策定にあたってこれらを総合的に評価し、各リスクに係る施策を決定し、遂行する。
- (2) 当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、その発生を防止し、または、発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、社長または役付取締役を最高責任者とする管理体制を構築し、必要な施策を講じる。また、その他のリスクについては、それぞれについて規程・マニュアル等を整備し、また、必要な施策を講じることにより、これを管理する。

## [取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- (1) お客さま視点を根幹とした「経営理念」が当社の経営の拠り所であり、全ての業務遂行にあたって最も重要な判断指針であることを全ての取締役及び従業員に浸透させることにより、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- (2) 原則として毎月1回、取締役会を開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項及び会社法で定められた事項について審議及び報告を行うことにより、取締役の効率的かつ適法な職務の執行を確保する。
- (3) 原則として毎週1回、常勤取締役による常勤取締役会を常勤監査役も出席のもとで開催し、主要な業務執行にかかわる協議・報告を行うことにより、効率的かつ適切な業務執行が行われることを確保する。
- (4) 継続的な成長を遂げるための戦略及び目標を定めた「中期経営計画」を策定し、また、これを確実に達成するために必要となる施策を盛り込んだ「年次計画」を策定することにより、具体的な職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5) 日常の業務執行については、社内規程により、その権限を適正に配分し、また、そのルールを遵守した処理を行うことにより、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保する。

## [当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- (1) 子会社については、自主性を尊重した経営を行わせる一方、役員として当社の役員を派遣することなどを通じて業務執行取締役の職務執行を監視・監督することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (2) 子会社における重要な業務執行の決定にあたり、当社への報告を実施、または、当社が関与する体制を構築することにより、子会社における業務の適正を確保する。

- (3) 子会社におけるコンプライアンス上の問題について、子会社の役員及び従業員が当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 子会社のコンプライアンスの推進を効果的に実施するため、当社の社長及び子会社等の代表者をメンバーとする「コンプライアンス連絡会」を設置するとともに、当社のコンプライアンス担当部署が子会社のコンプライアンスの推進を支援する。

[監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項]

- (1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するための組織として、取締役の指揮命令系統から独立した「監査役室」を設置し、また、専従スタッフを配置する。
- (2) 監査役室のスタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの人事考課は監査役の意見に基づき行い、また、人事異動等に関しては監査役と協議の上実施する。
- (3) 当該スタッフは、専ら監査役の指揮命令を受け、監査役の職務の補助を行う。

[取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- (1) 監査役は、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、常勤監査役は、常勤取締役会及び重要な会議への出席、決裁書その他職務の執行に関する重要書類を閲覧し、また、何時でも必要に応じて取締役及び従業員に対して説明や報告を求めることができる。
- (2) 取締役及び従業員は、その職務の執行状況やその他監査役の監査に必要な事項の説明や報告を監査役から求められた場合、これに適切に対応する。
- (3) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員から当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談されたコンプライアンス上の問題は、内部通報窓口を所管する部署から当社の監査役へ適時・適切に報告する。なお、当該通報・相談をした者に対し、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。



[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

- (1) 社長と監査役は、定期的な意見交換の場を持つことなどにより、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査計画に基づく監査役の往査・調査の実施にあたっては、対象部署及び子会社は、適切な資料の準備・提供や適切な回答を行うことなどにより、実効性のあるものとなるよう十分な対応を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査部署と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ・ 取締役会を年12回開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行いました。
- ・ 社外取締役の選任により、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化いたしました。
- ・ 「コンプライアンス委員会」を年2回、「コンプライアンス連絡会」を年1回開催するとともに、内部通報制度の窓口として「コンプライアンスホットライン窓口」を総務部及び社外の法律事務所に設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス違反の防止に取り組みました。
- ・ 内部統制室が社内全部署を対象とした内部監査を実施し、法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適正性・有効性等の確認を行いました。また、金融商品取引法等の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。
- ・ 監査役会を年4回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会等の重要な会議への出席や社長との定期的な意見交換などにより、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。
- ・ 監査役は会計監査人及び内部統制室と連携し、社内の全部署の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行いました。

# 貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
固 定 資 産	73,651	固 定 負 債	14,133
有 形 固 定 資 産	57,785	長 期 借 入 金	6,094
製 造 設 備	952	退 職 給 付 引 当 金	5,851
供 給 設 備	44,054	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	174
業 務 設 備	8,607	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	398
附 帯 事 業 設 備	2,782	固 定 資 産 除 却 損 失 引 当 金	764
建 設 仮 勘 定	1,387	器 具 保 証 引 当 金	850
無 形 固 定 資 産	1,073	流 動 負 債	18,057
借 地 権	54	1年以内に期限到来の固定負債	1,542
の れ	21	買 掛 金	4,068
ソ フ ト ウ ェ ア	952	未 払 金	3,295
そ の 他 無 形 固 定 資 産	45	未 払 費 用	2,365
投 資 そ の 他 の 資 産	14,792	未 払 法 人 税 等	1,073
投 資 有 価 証 券	11,643	前 受 金	1,748
関 係 会 社 投 資 金	1,265	預 り 金	339
社 内 長 期 貸 付 金	157	関 係 会 社 短 期 債 務	855
出 資 金	0	社 内 預 り 金	2,744
長 期 前 払 費 用	185	そ の 他 流 動 負 債	24
繰 延 税 金 資 産	1,360	負 債 合 計	32,190
そ の 他 投 資 金	193	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 12	株 主 資 本	58,821
流 動 資 産	21,341	資 本 金	2,754
現 金 及 び 預 金	10,104	資 本 本 金	2,754
受 取 手 形 金	122	資 本 剰 余 金	36
売 掛 金	7,392	資 本 準 備 金	36
関 係 会 社 売 掛 金	874	利 益 剰 余 金	56,125
未 収 入 金	433	利 益 準 備 金	688
製 品	16	そ の 他 利 益 剰 余 金	55,437
原 料	23	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	188
貯 蔵 品	397	特 別 償 却 準 備 金	146
前 払 費 用	376	別 途 積 立 金	50,980
関 係 会 社 短 期 債 権	116	繰 越 利 益 剰 余 金	4,122
繰 延 税 金 資 産	164	自 己 株 式	△ 95
受 注 工 事 勘 定 資 産	1,298	自 己 株 式	△ 95
そ の 他 流 動 資 産	59	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,981
貸 倒 引 当 金	△ 39	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,981
資 産 合 計	94,992	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,981
		純 資 産 合 計	62,802
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	94,992

# 損益計算書 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

費 用		収 益	
売上原価	31,602	ガス事業売上高	67,739
期首たな卸高	15	ガス売上	67,556
当期製品製造原価	9,979	事業者間精算収益	183
当期製品仕入高	21,669		
当期製品自家使用高	45		
期末たな卸高	16		
(売上総利益)	(36,137)		
供給販売費	27,746		
一般管理費	4,610		
(事業利益)	(3,779)		
営業雑費用	10,313	営業雑収益	11,134
受注工事費用	3,762	受注工事収益	3,934
その他営業雑費用	6,551	その他営業雑収益	7,199
附帯事業費用	1,613	附帯事業収益	1,712
(営業利益)	(4,698)		
営業外費用	105	営業外収益	609
支払利息	93	受取利息	6
雑支出	11	受取配当金	249
		受取賃貸料	298
		雑収入	54
(経常利益)	(5,202)		
特別損失	31		
固定資産売却損	31		
(税引前当期純利益)	(5,170)		
法人税等	1,630		
法人税等調整額	△ 153		
当期純利益	3,693		
合 計	81,195	合 計	81,195

# 株主資本等変動計算書 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金				利 益 剰余金 合計			
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合計		その他利益剰余金							
					固定資産 圧縮積立 金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	2,754	36	36	688	192	203	47,780	4,112	52,976	△ 93	55,674	
当 期 変 動 額												
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩					△ 4			4				
特別償却準備金の取崩						△ 56		56				
別途積立金の積立							3,200	△3,200				
剰 余 金 の 配 当								△ 544	△ 544		△ 544	
当 期 純 利 益								3,693	3,693		3,693	
自己株式の取得										△ 2	△ 2	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計					△ 4	△ 56	3,200	9	3,148	△ 2	3,146	
当 期 末 残 高	2,754	36	36	688	188	146	50,980	4,122	56,125	△ 95	58,821	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当 期 首 残 高	3,589	3,589	59,263
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩			
特別償却準備金の取崩			
別途積立金の積立			
剰 余 金 の 配 当			△ 544
当 期 純 利 益			3,693
自己株式の取得			△ 2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	391	391	391
当 期 変 動 額 合 計	391	391	3,538
当 期 末 残 高	3,981	3,981	62,802

## 個別注記表 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっている。

たな卸資産（製品、原料、貯蔵品）の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。また、のれんについては、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却することとしている。ただし、金額が僅少な場合には、全額発生年度の損益として処理することとしている。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。また、数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌期から費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

固定資産除却損失引当金は、市川工場の廃止に伴う除却損及び撤去費用の発生に備えるため、見積額を計上している。

器具保証引当金は、販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

- (4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	196,316百万円
無形固定資産の減価償却累計額	8,131百万円

### (2) 保証債務

借入金保証	1,091百万円
工事履行保証	94百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高	4,272百万円
仕入高	6,815百万円
営業取引以外の取引高	71百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末日における自己株式数	普通株式	203,235株
-----------------	------	----------

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因

退職給付引当金	1,639百万円
減価償却費	489百万円
その他	876百万円
繰延税金資産合計	3,005百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	1,349百万円
その他	130百万円
繰延税金負債合計	1,479百万円
繰延税金資産の純額	1,525百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	京葉ガス不動産(株)	直接 100%	不動産の賃貸借 役員の兼任等	債務保証 (注)	1,091	—	—

(注) 京葉ガス不動産(株)の金融機関からの借入金につき債務保証を行ったものである。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	菊池 節	—	当社代表取締役会長 公益財団法人菊池美術 財団理事長	公益財団法人菊池 美術財団への寄付 金の支払	5	—	—

(注) 上記の取引は、いわゆる第三者のための取引である。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,152.93円
1株当たり当期純利益	67.80円

## 8. その他の注記

### (1) ガス事業会計規則の改正

「ガス事業会計規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第18号 平成29年3月28日）が平成29年4月1日に施行され、ガス事業会計規則が改正されたため、貸借対照表等については改正後のガス事業会計規則により作成している。

なお、事業者間精算契約によって得た収益である「事業者間精算収益」については、従来、その相当額が「ガス売上」に含まれていたが、施行日より「事業者間精算収益」として計上している。また、事業者間精算契約に係る料金として他の事業者に対して支払った額である「事業者間精算費」については、従来、その相当額が「売上原価」の「当期製品製造原価」及び「当期製品仕入高」に含まれていたが、施行日より、「供給販売費」に含めて計上している。この結果、従来と比較して、売上原価が1,160百万円減少し、売上総利益が同額増加しているが、供給販売費が同額増加したため、営業利益に与える影響はない。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用している。

### (3) 株式の併合等

当社は、平成30年2月14日に開催した取締役会において、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年3月28日開催予定の第133期定時株主総会に株式併合（5株を1株に併合し、発行可能株式総数を2億株から4千万株に変更）について付議することを決議している。この単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更は、株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成30年7月1日をもってその効力が生じることとしている。

### (4) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。



## 連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>固 定 資 産</b>	<b>83,288</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>16,201</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>66,159</b>	長 期 借 入 金	6,933
製 造 設 備	952	繰 延 税 金 負 債	21
供 給 設 備	45,863	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	226
業 務 設 備	9,293	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	425
そ の 他 の 設 備	8,463	固 定 資 産 除 却 損 失 引 当 金	764
建 設 仮 勘 定	1,586	器 具 保 証 引 当 金	850
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,067</b>	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,958
そ の 他 無 形 固 定 資 産	1,067	そ の 他 固 定 負 債	1,023
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>16,061</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>19,274</b>
投 資 有 価 証 券	14,116	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	1,841
長 期 貸 付 金	157	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,257
繰 延 税 金 資 産	1,160	未 払 法 人 税 等	1,260
そ の 他 投 資	643	そ の 他 流 動 負 債	11,915
貸 倒 引 当 金	△ 15	<b>負 債 合 計</b>	<b>35,476</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>25,511</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
現 金 及 び 預 金	14,087	<b>株 主 資 本</b>	<b>67,038</b>
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,432	資 本 金	2,754
商 品 及 び 製 品	16	資 本 剰 余 金	36
仕 掛 品	1,390	利 益 剰 余 金	64,494
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	444	自 己 株 式	△ 246
繰 延 税 金 資 産	181	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>4,124</b>
そ の 他 流 動 資 産	998	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,042
貸 倒 引 当 金	△ 41	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	82
<b>資 産 合 計</b>	<b>108,799</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>2,160</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>73,323</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>108,799</b>

# 連結損益計算書 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

費 用		収 益	
売 上 原 価	44,822	売 上 高	83,897
(売 上 総 利 益)	(39,075)		
供 給 販 売 費	28,502		
一 般 管 理 費	4,884		
(営 業 利 益)	(5,687)		
営 業 外 費 用	128	営 業 外 収 益	639
支 払 利 息	116	受 取 利 息	7
雑 支 出	11	受 取 配 当 金	254
		受 取 賃 貸 料	256
		持分法による投資利益	58
		雑 収 入	62
(経 常 利 益)	(6,199)		
特 別 損 失	31		
固 定 資 産 売 却 損	31		
(税金等調整前当期純利益)	(6,167)		
法人税、住民税及び事業税	1,971		
法 人 税 等 調 整 額	△ 178		
(当 期 純 利 益)	(4,374)		
非支配株主に帰属する当期純利益	91		
親会社株主に帰属する当期純利益	4,282		
合 計	84,537	合 計	84,537

# 連結株主資本等変動計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,754	36	60,756	△ 244	63,302
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 544		△ 544
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,282		4,282
自己株式の取得				△ 2	△ 2
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			3,738	△ 2	3,735
当 期 末 残 高	2,754	36	64,494	△ 246	67,038

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,639	△ 845	2,794	2,076	68,172
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 544
親会社株主に帰属する 当期純利益					4,282
自己株式の取得					△ 2
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	402	927	1,330	84	1,415
当期変動額合計	402	927	1,330	84	5,150
当 期 末 残 高	4,042	82	4,124	2,160	73,323

## 連結注記表 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 3社

京葉ガス不動産(株)

京葉ガスカスタマーサービス(株)

京和ガス(株)

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

京和住設(株)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いている。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社数 2社

京葉住設(株)

ケージー情報システム(株)

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社（京和住設(株)）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外している。

##### (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっている。

たな卸資産（製品、原料、貯蔵品）の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

## (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上している。

固定資産除却損失引当金は、当社市川工場の廃止に伴う除却損及び撤去費用の発生に備えるため、見積額を計上している。

器具保証引当金は、販売器具の保証期間内のメンテナンス費用の支出に備えるため、見積額を計上している。

## (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却することとしている。ただし、金額が僅少な場合には、全額発生年度の損益として処理することとしている。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保資産

担保に供している資産	その他の設備	2,779百万円
担保に係る債務	長期借入金	839百万円
	1年以内に期限到来の固定負債	252百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

211,115百万円

3. 無形固定資産の減価償却累計額

8,158百万円

4. 保証債務

工事履行保証	94百万円
--------	-------

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 54,675,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	299百万円	5.50円	平成28年12月31日	平成29年3月30日
平成29年7月28日 取締役会	普通株式	245百万円	4.50円	平成29年6月30日	平成29年8月25日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成30年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	299百万円	5.50円	平成29年12月31日	平成30年3月29日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については金融機関からの借入により行っている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは内部管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の使途は設備投資に係る長期資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対

して金利スワップ取引を実施し、リスクの低減を図っている。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、投機目的の取引は行っていない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （* 1）	時価（* 1）	差額
(1) 現金及び預金	14,087	14,087	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,432	8,432	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	10,941	10,941	—
(4) 長期借入金（* 2）	(8,727)	(8,848)	△ 121
(5) 支払手形及び買掛金	(4,257)	(4,257)	—
(6) デリバティブ取引	—	—	—

（\* 1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（\* 2）長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含めている。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては（下記 (6) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定している。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっている。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記（4）参照）。

(注2) 子会社及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額1,973百万円）並びに非上場株式（連結貸借対照表計上額1,201百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、賃貸用の物流倉庫等（土地を含む）を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
7,231	17,931

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	1,326.97円
2. 1株当たり当期純利益	79.86円



**【その他の注記】****(1) ガス事業会計規則の改正**

「ガス事業会計規則の一部を改正する省令」(経済産業省令第18号 平成29年3月28日)が平成29年4月1日に施行され、ガス事業会計規則が改正されたため、連結計算書類については改正後のガス事業会計規則により作成している。

なお、事業者間精算契約に係る料金として他の事業者に対して支払った額である「事業者間精算費」については、従来、その相当額が「売上原価」に含まれていたが、施行日より、「供給販売費」に含めて計上している。この結果、従来と比較して、売上原価が1,160百万円減少し、売上総利益が同額増加しているが、供給販売費が同額増加したため、営業利益に与える影響はない。

**(2) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用**

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用している。

**(3) 株式の併合等**

当社は、平成30年2月14日に開催した取締役会において、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年3月28日開催予定の第133期定時株主総会に株式併合(5株を1株に併合し、発行可能株式総数を2億株から4千万株に変更)について付議することを決議している。この単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更は、株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成30年7月1日をもってその効力が生じることとしている。

**(4) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。**

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月8日

京葉瓦斯株式会社  
取締役会 御中

監査法人 青柳会計事務所

代表社員 公認会計士 本間 哲也 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小松 哲 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月8日

京葉瓦斯株式会社  
取締役会 御中

監査法人 青柳会計事務所

代表社員 公認会計士 本間 哲也 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小松 哲 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京葉瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 監査法人青柳会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 監査法人青柳会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

京葉瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役	磯村章吾	Ⓔ
常勤監査役	山田英男	Ⓔ
社外監査役	加賀見俊夫	Ⓔ
社外監査役	青柳俊一	Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ガス事業を中心とする公共性の高い業種であることから、企業収益の配分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定配当の維持継続を基本方針としております。

この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき4円50銭とし、また、平成29年1月8日に創立90周年を迎えましたことから、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表するため、1株につき1円の記念配当を実施し、あわせて1株につき5円50銭といたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円50銭 総額299,594,708円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月29日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,200,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,200,000,000円

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約するための取り組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この取り組みの趣旨を踏まえ、会社法第195条第1項の規定に基づき、平成30年2月14日の取締役会において、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。これに当たり、当社株式の売買単位当たりの価格について、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条第1項の規定に基づき、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

#### (2) 株式併合の効力発生日

平成30年7月1日

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

4千万株

なお、会社法第182条第2項の規定に基づき、株式併合の効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

### 【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成30年7月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4千万株</u> とする。
第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 役員に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定へと変更するため、現行定款第30条（社外取締役との責任限定契約）及び第40条（社外監査役との責任限定契約）を変更するものであります。

なお、第30条の規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令で定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えるため、現行定款第32条（選任方法）に補欠監査役に関する選任決議の有効期間を定めるとともに、現行定款第33条（任期）に補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)  第32条 (条文省略)  ② (条文省略)  (新 設)</p> <p>(任期)  第33条 (条文省略)  ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)  第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(選任方法)  第32条 (現行どおり)  ② (現行どおり)  ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>  ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)  第33条 (現行どおり)  ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(監査役との責任限定契約)  第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

#### 補欠監査役候補者

氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
※ ばん どう し ろう 坂 東 司 朗 昭和22年7月20日	昭和48年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 昭和50年9月 坂東司朗法律事務所開設 所長 平成16年3月 坂東総合法律事務所開設 所長 （現任） 重要な兼職の状況 坂東総合法律事務所所長	0株
<b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 弁護士としての高い見識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。		

- (注) 1. ※印は、新任の補欠監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、坂東司朗氏の所属する法律事務所と当社の間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
3. 坂東司朗氏は補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 坂東司朗氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額となります。

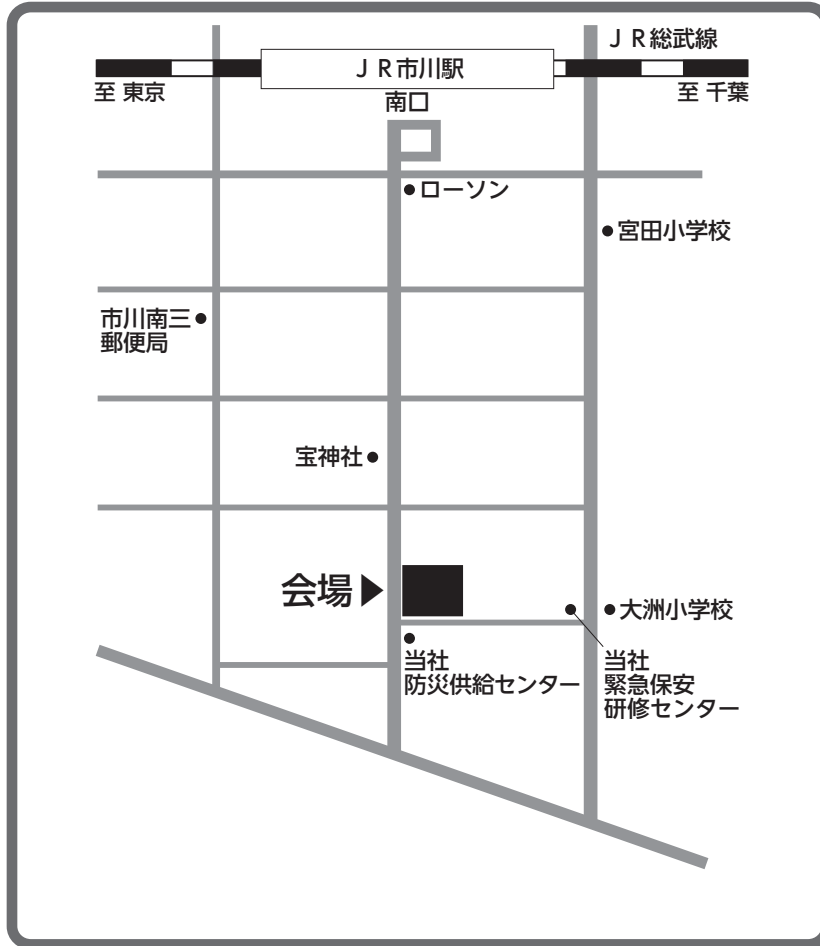
以上





# 株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県市川市市川南二丁目8番8号  
当会社 本店  
電話 047 (325) 4111



JR総武線 市川駅南口より徒歩約6分

平成30年 3月27日

株 主 各 位

会社名 京葉瓦斯株式会社  
代表者名 代表取締役社長 羽生 弘  
(コード番号：9539 東証第二部)  
問合せ先 総務部長 星野剛二  
(TEL047-325-4111)

「第133期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成30年3月8日にご送付いたしました「第133期定時株主総会招集ご通知」につきまして、一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

【修正箇所】（下線は修正箇所を示します。）

第133期定時株主総会招集ご通知22ページ

個別注記表 6. 関連当事者との取引に関する注記 (2)役員及び個人主要株主等

<修正前>

(単位:百万円)

種類	氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員	菊池 節	—	当社代表取締役会長 公益財団法人菊池美術 財団理事長	公益財団法人菊池 美術財団への寄付 金の支払	5	—	—

(注) 上記の取引は、いわゆる第三者のための取引である。

<修正後>

(単位:百万円)

種類	氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員	菊池 節	<u>(被所有)</u> <u>直接 1.1%</u>	当社代表取締役会長 公益財団法人菊池美術 財団理事長	公益財団法人菊池 美術財団への寄付 金の支払	5	—	—

(注) 上記の取引は、いわゆる第三者のための取引である。

以 上